

## こんなふうに悩んだことはありませんか？

うちの子はどんな  
サービスが使えるのかな？  
どんな事業所があるのかな？

利用しているサービスが  
うちの子に合っているのか  
よくわからないな…

サービスを利用するのに  
計画が必要なの？誰かつ  
くってくれないかな…

利用している事業所に、  
直接お願いしづらいこと  
がある…

障がい児相談支援事業所に

ご相談ください！！

- どんなサービスが利用できるか、知っていますか？
- 事業所選びに困った経験はありませんか？
- お子さんに必要なサービスは利用できていますか？
- 利用している事業所との連絡調整、大変じゃないですか？

### ◇ 障がい児相談支援とは？

児童福祉法に定められた相談支援のためのサービスです。

障がい児相談支援事業所の相談支援専門員が、お子さまやそのご家族さまが療育等のサービスを受けるにあたっての希望や困りごとなどをお聞きし（アセスメント）、お子さまに合ったサービスや、困りごとに応じた支援を受けられるよう、サービスの利用計画（障がい児支援利用計画）を作成します。また、計画の作成後も、定期的にサービスの利用状況等を確認（モニタリング）し、必要に応じて計画の見直しを行います。

児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を利用する場合、原則として障がい児相談支援事業所が作成する障がい児支援利用計画が必要です。

## ◇ 障がい児相談支援を利用すると. . .

### 障がい児相談支援事業所の相談支援専門員が. . .

- ・ お子さまの困りごとや保護者さまのニーズに応じ、必要なサービスの利用計画を作成します
- ・ 現状のサービスが合っているか、年齢や発達に応じて、定期的・客観的にサービスを検討します
- ・ 計画に基づいたサービスの提供になるよう、利用している事業所との連絡調整等を行います

### お子さまや保護者さま、ご家族さまは. . .

- ・ お子さまに合ったサービスや事業所について相談できます
- ・ セルフプランを作る必要はありません
- ・ 障がい児相談支援の利用にあたり、自己負担額はありせん

## ◇ 利用するには？

お住まいの区保健福祉センターが窓口です。

障がい児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の

- ・ 新規申請の時
- ・ 更新申請の時
- ・ 変更申請の時

に、「障がい児相談支援の利用」について、あわせてお申し出ください。

## お問合せ先と大阪市ホームページ

ご不明な点があればお気軽にお尋ねください。

- ・ 制度に関するお問合せ：大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（06-6208-8076）
- ・ 利用の手続きに関するお問合せやご相談：お住まいの区保健福祉センター

制度の詳細や各区保健福祉センターの連絡先については、以下の大阪市ホームページでご確認ください。

大阪市 HP：障がいや疾患等のあるお子さまのための支援について

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000184730.html>



大阪市 HP：福祉のあらし

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000147230.html>

